

大洗町議会政治倫理審査会 議事録

1 日 時 令和4年9月1日(木) 午後0時58分～午後2時30分

2 場 所 大洗町役場3階 議場

3 出席委員 委員長 菊地 昇悦 副委員長 柴田佑美子
委員 坂本 純治 委員 勝村 勝一
委員 海老沢功泰 委員 和田 淳也
委員 小沼 正男 委員 石山 淳
委員 伊藤 豊 委員 櫻井 重明

※今村委員は、採決により審査会委員から外すことになった

4 欠席委員

5 案 件

(1) 飯田英樹議員に対する政治倫理審査について

菊地委員長

それでは、ただいまより政治倫理審査会を開催いたします。

ただいまの出席委員は11名です。

携帯電話やスマートフォンをお持ちの方は、マナーモード、もしくは電源を切っていたくようお願いいたします。

初めにですが、この審査会は条例第6条第5項の規定において、本会議は公開する。ただし、委員の3分の2以上の同意がある時は非公開とするとなっております。公開、非公開についてご意見がある委員は挙手をお願いいたします。前回、公開ということになりましたけれども、その都度、公開、非公開を問うということにしたいと思いますので、いかがでしょうか。

【公開の声あり】

菊地委員長

ただいま、公開との声をいただきました。ご異議なしということで、この会議は公開とします。

傍聴者がおられましたら入場をさせていただきます。

改めて申し上げますが、この設置された審査会は、調査請求があった内容について調査、審査を行い、倫理条例基準に違反しているかどうか審査する委員会であります。

前回の審査会では、委員長、副委員長が決定したのと併せて様々なご意見が議員の皆様からありました。このようなことから、私菊地と柴田副委員長、そして事務局で相談いたしまして、今回は今後の審議を円滑に進めていくため、必要と思われる事項を提案させていただきました。特にご意見がなければ、一つずつ検討していきたいと思っております。

初めに、検討事項1のタイムスケジュールですが、報告期限が10月11日となっております。したがって、効率かつ効果的な審議を行うに当たっては、ある程度予定を組む、あるいは定期的に審査会を行う、また、その会の審査内容を明確にして、そのことを主に審議する等の方法が考えられます。この件についてご意見がある方は挙手にてお願いいたします。坂本委員。

坂本委員

1番のタイムスケジュールの件なんですけども、ここに1回目、2回目とあって、〇〇の内容についてとかありますけども、この内容自体がまだ不明確であって、どれを何をど

ここで調べるのか、どのように調べるのかというのも全くの白紙状態なんだろうというふうには私は認識しているんですけども、そのあたりを整理してから決めるのか、それとも決めながら整理していくのか、その進め方の基本の、また基本になっちゃいますけど、そのあたりどのようにしていかなければならないのでしょうか。じゃなければ、バタッと一定の期間でもう決めちゃって、その都度その都度、次はこういうのをやりましょうとかっていう形じゃないと、なかなか今、予想されるいろんな諸問題とか、予想される資料だとかっていうのが、今ここでは論じられないと思うんで、そのあたりはどのようにするかお尋ねをしたいと思います。誰が答える、じゃないですね。お尋ねじゃないね、そう思うんだけど、皆さんどうですかだね。

菊地委員長

そうです。そういうことを今問うてます。

ほかに。勝村委員。

勝村委員

問題は二つ出てますけども、これの処遇を1本1本にするのか、同時にやるのか、それをまず決めないと、ちょっと次に移れないかなと思ってますけど、今、坂本委員から出たのもあると思いますけども、それも。これが先だと思うんだよな。いいですか。飯田議長の議会条例違反の件と、もう一つ、飯田議員から今村議員に対しての罵倒がありましたけども、それを分けてやるのか、同時にやるのか、それを先に決めないと次のスケジュール決まらないと思いますけど、委員長、いかがですか。

菊地委員長

今、勝村委員から、1、2がありまして、別々にやると。1を優先的にという、そういう提案でありましたが、その方向でよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

菊地委員長

では、皆さんのご意見ありませんか。なければここで賛否を問いますけども。

勝村委員の提案でよろしいですか。

異議なしが多数であります。その方向で進めていきます。 櫻井委員。

櫻井委員

先ほどの勝村委員がおっしゃったのは、飯田議長の倫理条例違反というのと、恫喝というふうに書かれている、それらを別に分けるっていうのの今、多数決だったんですか。

菊地委員長

そういうことで通ったわけですけども。

櫻井委員

前回、そこは一緒かなっていう話をしてた記憶があるんですけども。

決まっていなかったですか。

菊地委員長

冒頭、1回目は進め方についていろいろな意見がありましたけれども、今日はそういう声も踏まえて、今後の第3回目ですね、3回目の審議の進め方について大まかな土台を作りたいという、そういう提案をしたわけでありまして。櫻井委員。

櫻井委員

前回、伊藤委員も言っていたと思うんですけども、こちらの署名書に従っての審査会ですよ、今、開催されているのが。

菊地委員長

はい。

櫻井委員

というものは、1番、2番というものが並記されているものなので、そこは一緒に見ていくしかないのだろうという感覚でいたんですけど、違うんですか。

和田委員

これ、1番と2番の問題っていうのは、本質が全く違うでしょう。だから、これを同時にやるということは、まず不可能でしょう。本質が違うんだから。だから、これは一つず

つ調査していかないと、そういうふうにしていかないとですね、全くこれ一緒にやったら收拾つかないですよ。だから、まず1つ目は、そういう条例違反の問題がありきと。じゃあそれは条例違反なんだろうということでやった。2番目は、本当にそういうような罵詈雑言、恫喝があったのかどうかっていうことを、やっぱり見ていくしかないでしょうね。一緒にやっちゃったら訳わかんないでしょう、これ。

坂本委員

ちょっと今回の問題、今の内容そのものよりも、委員会の在り方として一番大切なところにちょっときちゃったんだけど、実は一事不再議の原則ってありじゃないですか。今、取りあえず決まっちゃったんだけど、その反対意見のはずだよなと思って私逆にふらしてもらったんですよ。もし、もう一度やるのであれば、例えば一事不再議の原則を、もう原則として流して、もう一回皆さんの意見を聞いて、再議案にするのかということをもう一回やらないと、一回ちょっと決めちゃって、委員長は決議という形を出しちゃったんで、ここはどうでしょう、皆さん、やはり議会の在り方として一番大切なルールの問題なんで、そこはちょっとルールを通してもらいたいなっていうふうに思いますけど。

勝村委員

採決したのに、それを戻してやったら、先に進めねえよ。堂々巡りなっちゃうよ。さっき僕が言ったのは、一つはね、政治倫理条例に引っかかっている、出し方、これからの審議なんだけど、1本目はね。2本目は、これ、飯田議長と今村君の二人の問題かなと思うんで、恫喝ね。だからこれ分けてやらないと、政治倫理条例の中のあれでは全然2番目はかからないかなと思いますけども、かかる可能性もあるかもしれませんが、だから分けて、で、委員長採決しちゃったんだから、これはやんなきゃなんないよ。改めて戻すのはちょっと、おかしいかなと思うんですが、委員長。

伊藤委員

最初の、一番最初冒頭言った勝村委員がこのタイムスケジュールを見て言ったことに対して、そのようなことでいいですかって、意外と曖昧な決議だったと思ったんです、私は。だけど、この3回目の審議で1についてやりましょう。でもこれ、3回目の審議で1と2についてやりましょうということもできるので、別にそれは問題の根底が違うので、もち

ろん分けてやるべきだとは私思いますけど、そこは全然同感です。それは同感です。だけど、それは3回目の時に1も2もやりましょうということもできると私は解釈して異議なしと言ったんですけど、そのようなことじゃないんですか。もちろん1と2の問題は別ですから、それはもちろん別でやります。ごちゃごちゃにはしないので、そういう意味で私もそれで異議なし、そういう意味で異議なしということです。

小沼委員

今の伊藤委員の話なんですけれども、こういうことやってんでは、いつも元に戻るような話でね、先へ進まないんですよ。先ほど勝村委員が言ったように、それで皆さん、決まったんですから、それで進めていただきたいと思います。

菊地委員長

冒頭ね、今日はどういう方向で第3回目から実質的な審査を進めていくかということ提起したわけですね。項目が1と2があって、これを同時にやるか、あるいは別々のほうがいいんじゃないかというような意見が出されて、今、伊藤委員からも、別々のほうがいいという、そういうことも含んだ意見でした。ですから、要するに一緒にはできない、タイムスケジュールの関係からもあるね、そういうことで一つずつ審査していったほうがいいのではないかという、そういうことでできたつもりなんです。大体意見はみんなそういうような感じだったのではないかというふうに思いますよね。

櫻井委員

我々にこれ配られた紙に、③番の今村議員が審査委員として加わることの協議っていうものが、私はそこが引っかけたんで、1、2を切り分けて、1は今村議員がいてもいい、2は駄目とか、そういうことではなく、私は一色単にこの質問書でしたっけ、署名書の提出者である今村議員は、前回は加わってはいけないのではないかというふうな意見を私は言ったんで、そこでの、で、今の伊藤委員が言うような1、2を、話を切り分けるっていうのはもちろんわかるんです。全然違う問題なので。この③の審査委員として加わることっていう、そこがちょっと私は気になるんですけど。

坂本委員

これって検討事項の3番になってるけども、これが実は1番にこないと、この話って多分タイムスケジュールも含めて、多分、順番が違うんじゃないかな、やっぱり問題の重さからして。今村さんが1も2もいるのか、1はいるけど2はいないのかっていうのも含めてやっていかないと、スケジュールそのものが全部壊れてしまうんで、だからこれ、順番を変えたほうがいいかもしれない、議論する順番を、と思いました。

絶対一番議論なってるのはそこだったんです。

菊地委員長

今日の、今の公開の是非を問うのと、審査する内容、どういうふうに進めるかということが2番目としてありましたけども、要するにこれらは、進める上での一つの形として作りたいということで、実質的には今村議員をどうするかというのが実際に審査する上では大事なポイントになってくる。だから、今までの重要な点から一つ、二つやってきたわけではないんですよ。どれも重要なんです。ただ、これを数的にここに書いてて、皆さんの意見でそれを進めていくという、そういう観点で捉えていただきたいなど。あえて重要度から順位をつけたわけではないということでは理解していただきたいというふうには思います。

それでは、続いて検討事項3ということであります今村議員を審査委員として加わることの協議ですね、これについてまず皆さんにお諮りいたします。どうでしょうか。伊藤委員。

伊藤委員

第1回目の時から言い続けていますが、改めて言いたいと思います。この審査会自体は一つであって、この署名書も1と2とありますが1枚であります。そのことについて審査会が報告をする時に、委員長、副委員長、以下委員の名前を連名しなくちゃいけないと思うんです。報告書を作るに当たっても。その時に、当事者である今村議員が審査委員会の委員でいてはならないと私の意見です。

和田委員

1番は別にこれ全く問題ないでしょう、これ審議するのにはね。2番の場合は、例えば

ね言い方悪いですけど、今村議員は被害者なんです。被害者がやっぱり状況を説明してね、これに仮にそれ、こういう話があったという、飯田議員も参加してもらってもいいと思うんですよ。事実確認しなくちゃいけませんからね。だから事実確認で、こう言われたっていう人を外しちゃったら、一体どうなるのと。これは架空の話ばかりが行き交っちゃって、どうしようもない。やはりこれはね、こういうことを言われたという形、皆さんにちゃんと、皆さんの前で本当だったのか、嘘だったのかというものはっきりするためにも、本人いなかったら話になんないと思いますよ。だから、これね、最初から排除ありきだったらどうしようもない。事実確認できないですからね。だから、いいですよ、飯田議員も入ってもらって、本当に言った、いつこういうふうにした、言われた、言わない、言った、水掛け論になるとは思いますけど、やられた方とやった方では関係が全然違うんですよ、これ。何でもそうですけどね。だから、これは事実確認、ちゃんと皆さんに事実を確認していただくためにも、いないとしょうがないだろうと、そういうに思います。

伊藤委員

和田委員が言ったその被害者であるというところと、加害者がいる話というのももちろんわかるんですけど、それ、ここの仮に審査委員会が裁判官だとしたら、裁判委員には当事者は入らないわけですよ。被害者、加害者がいて、その人たちを参考人として呼ぶ、この署名書に対して署名した方を参考人としてこの署名書はどういう意味ですかっていうのも、ここの審査委員会の役割であって、この2番に関して加害者と被害者がいるであろうというところは、参考人として呼ぶのはもちろんやります。なので、排除ありきというのは、審査委員には入らないという、ふさわしくないということを私ずっと述べています。

小沼委員

今、今村議員がどうのこうのという話を盛んにやってるんですけど、私が聞いた話ではね、今日、個人情報保護法も成立したわけですよ、大洗町の中では。今回ね、この間、和田議員のほうからもお話があったと思うんですけども、議長は見てもしょうがないと、これは職務上の話だから。その時に一緒にいた議員が見てて、その議員がね今村議員に対して電話をしてきて、こんな話はあなたの裁判やっても負けますから下ろしたほうがいいですよと、そういうことを言ってる行政書士がいるらしいんですよ。その委員がこの中にいるっていうこと自体も私は公平な、この審査委員会の中では公平な判断ができないと

思います。その辺皆さんにちょっとお話してもらえれば、よろしく申し上げます。

菊地委員長

和田委員、あります。

和田委員

今、小沼委員から出ましたけども、そういうような事実関係をね、やっぱりやっていかないと、これ、駄目なんですよね。本当にあったことなのか、実際違ってたのかとか。文言云々じゃなくて、そういう事実があったのかって。受ける方には恫喝と取れるようなことがあったのかどうかと。私、さっき言ったでしょう。結局、その場には言った、言い方悪いですけど、言い方あえて加害者っていうのであれば、飯田議員にもこれは出席していただいて、あんときそうだったこうだったそうだったって、事実確認をしていかないことには、これ、机上の空論なっちゃうでしょう、これ、事実がわかんなかったら。だから、なぜそういうことへ入っていけないんだと。だからこれはね、逆に言ったらば、2番のこれ審査は別にして、1番、先にしっかり決めていかなきゃならないでしょう、これ。私そう思うんですよ。それで、1番が結論が出て、それからじゃあ2番に入る。だから全然別にねやってったら、これはもう事実確認を含めて、そういうものは必要だろうと思うんですよ。

海老沢委員

私、2番に関しては、やっぱり当事者っていうのは、伊藤議員の考えと私は同じで、正式に委員会のメンバーになるべきではないと思っていますので、参考人招致という形で進めないと、この話は進まないのかなと思っています。

あと、1番項は、これ蛇足になるかもしれないんですけども、いろんな組織にいろんな議員が関わっています。これ、事務局の方に問いたいんですけども、参考として、例えばどの議員さんがどの団体のこういう立場にいますよっていうことは、出すことは可能なんですか。

菊地委員長

内容をもう一回、具体的にちょっと。

海老沢委員

今、飯田議員の商工会副会長になっていることが問題になってるんですが、あらゆる組織に議員として会長、副会長に名前を連ねている議員がこの中にも何人かいると思うんですよ。これも今後出てくるんで、参考としてその名簿ではないんですけども、そういう立場の、こういう立場の議員さんがいますっていうことは議論の場に出すことはできますかと、駄目ですかって問い合わせです。

菊地委員長

それはできますかという問いかけですけども、これから審査していく中で必要な資料は何ですかということで進めていかなきゃいけないと思うんですよね。ですから、その時点で次回の審査会までにこれこれを揃えて審査しますという、そういうことになるんじゃないですか。その時点で判断するということで、今日は判断できません。

海老沢委員

はい、わかりました。

石山委員

和田議員とか皆さんが言うように、今村議員と飯田議員の事情を聞くのは、これももちろん当然のことだと思います。先日も申し上げたとおり、この審査会に当事者である今村議員がいること自体がまずいんじゃないかと、むしろいるべきではないと思いますし、私はこの間も先日も申し上げましたとおり、むしろ今村議員自らですね、この審査会から抜けるというような意思表示をされてもよろしいのかなと思うぐらい重要なことだと思いますので、当然その、何回も繰り返しになりますけども、当事者の意見を聞く場面というのはあるわけですから、審査会にいるということは私は適切ではないと思います。

今村委員

先ほど来、皆さんがですね私がいるかいるべきじゃないかというお話ですけども、実際にですね、私が動議を出したのは、それは皆さんご承知なんですけども、それは議会の方々に、この署名を書いた方って、これ、私の名前全然入ってないんですよ。これは議員に対してこういうことがあったということなので、それを審査しろっていうのがこの25名の

方が言ってることなんですよね。この方々が当事者なんですよ。この25名の方が、この内容について審査しなさいと、全員で審査しなさいということの内容ですので、私はそれに従うべきかなと思っております。ただ、先ほど来ね、私が当事者だという方もいますけれども、それは動議出した部分では当事者ですが、この審査内容を処分に関しては、またちょっと違うんじゃないかと。なぜならば、皆さん議場の中で反対意見や賛成意見を出しますよね。その方もちゃんと残って最終の議決しますよね。それが同じ内容だと思いますよ。最終議決、外れますか、反対意見した人が。そうじゃないですよ。ですから、やはり審査要求としては、この25名の方が審査会を作って審査しなさいというのが当事者の意見だと思いますし、そのためにここに私の名前が入っていないということだと思います。以上です。

櫻井委員

今の今村議員の意見を受けてなんですけども、動議と酷似している、もうほぼ内容が一緒といったところで、25人の方が出したってはいいますが、今村議員が言ったと言っても、もうこれは本当に疑いようのない、これはもう皆さんがどのように判断するかといったところなんですけど、それと、被害者だというふうな話もあったんですが、あくまでも被害者と今の段階では推定されるという段階だと思うんです。それを今後、その推定される今村議員が証拠、証人、それらを集めて主張立証し、それらを我々にあったんですとしっかり認めてもらうようなもの、主張をしていかなくちゃならない立場なんです。その今村議員がこの審査委員として加わって、仮に飯田議長に対しての罰を与えるどうこうの多数決に加わっていいのかどうか、その辺を皆さんの良心に委ねて決めるべきなのかなって私は思います。

和田委員

この問題はね、この事実確認から入らないと駄目なんです。実際に今村議員はこういうような恫喝的な暴言を受けたというような話、我々も聞いてますし、実際にいつどこでこういうところ、証人はという話が今ありましたけど、一対一で証人はねとれないと、これ。いるわけない。ほかにいないんですから、当事者の話ですからね。まずこういうものがあつたかどうか、水掛け論になります。言った言わない、言った言わねえって当然になります。もうやる前からこれははっきりしてるんですよ。今村議員は言われた。じゃあ飯田議員が

出てきて、じゃあ、いや俺はそんなこと言ってねえ。そうなりますから、もう見ても見なくてもね。これは取りあえず置いて、事実確認、後でいいでしょう、この2番の問題は。まず1番の問題をしっかり議論をして結論を出していかなくちゃいけないと、私最初からそういうふうには言ってるんですけどね。まず、そちらが先でしょう。これ、言った言わない、もう常にどんな問題でも、もうビデオカメラ残ってない、録音がない。そしたら、言った方と言われた方ってのは受け取り方が違うんですから、まずこれは置いて、1番の結論が出て、それからその事実確認に入る。まあまあまあそういうことですよ。

柴田副委員長

櫻井議員、伊藤議員、石山議員がおっしゃっているように、これは、この署名1番、2番、並列で出てまして、この署名された25名の方は、この1番、2番の問題に対して、この検討をするようにという署名をされています。ですから、今、今村議員の方からも私が本会議場で動議を出しましたということでおっしゃっておりますけれども、今村議員の名前は一切出ておりませんが、この1番、2番に関しては、やっぱり一緒に審査をしていくべきですし、25名の方の署名のそれに対する署名ですから、やはりそれは一緒だという考えであります。ですから、今村議員は当事者という立場から、やはりその参考人として意見聴取をするということはできますので、審査のこの委員の方からは外れるべきではないかと私は考えます。

菊地委員長

ほかにございませぬね。

これは、意見が分かれちゃっていますので、賛否を問いたいと思います。今村議員をこの審査委員会に加えるか加えないかと、そういう…。

和田委員

ですから、何でね1番と2番、分けて審査しようっていうのは、1番の審査は、何で今村君、抜けなくちゃいけないんですか。だから、2番目の当事者で、さっきから言っているのは、今村議員も飯田議員も入って事実確認したらいいでしょうっていう、そういう話なんだ。だから1番と2番、一緒にできないんですよ、これ。1番は、ちゃんとね今村君も入って、これ全員の問題ですから、条例違反だっていうことを言われてるわけですから、これ

をね最初にちゃんとやって、それから2番目の問題に対しては当事者だから抜けるとか、みんな入ってやるとかって、そういうふうな話になってきてしかるべきだろうと。まず問題の本質が全然違う、さっきから言ってますけどね。ですから一本ずつ決めていかないと何も決まないと。で、1本目が決まったら、次は2番目、今、2番目の議論しているわけですよ。2番目の審議に対するね、議論を。そんな時にまたそれをちゃんと決めていかなくちゃいけない、そういうに先ほどから言ってますけど、ご理解がないかな。

菊地委員長

今の意見について。あのね、先ほどから、要するにこれを分けてっていうのと、一色単にしてという。

いや、そういう意見もあるんですよ、だから。それをそのままにするわけにいかないでしょう。だから、今の和田委員の意見について何かありますかということで。伊藤委員。

伊藤委員

そろそろ決取っていいと思うんですけど、冒頭言いました。審査会是一个です。報告書も一つです。1について、2について、報告します。委員長、副委員長。1のことについて報告書1枚、2についても1個っていったら、委員もまた変える話なんですか。審査委員会は一つですよ。それに委員長以下、報告書を作る、具体的に言っても、そこに今村委員がいてはいけないでしょうと。そろそろその決を取りたいと、取ってほしいと思います。

菊地委員長

ちょっと休憩します。

【午後1時37分 休憩】

【午後1時45分 再開】

菊地委員長

それでは、再開します。

ただいま皆さんから色々なご意見をいただきました。賛否を問うてほしいという話もあ

りまして、そろそろこれについて決めていきたいと思います。

出た意見をまとめてみますと、三つありました。1と2、共に今村議員が出席してもいいんじゃないかと、いてもいいというそういう意見。もう一つは、1も2も出席すべきではないと、そういう意見。もう一つは、1は良いが2つ目は駄目だと、そういう意見がありました。こういう意見でまとめられると思うんです。

【3番目は何の声あり】

菊地委員長

1は今村委員が出席してもいいが、2は駄目だよという、そういうご意見でした。そういうことでありましたので。

それでは、これで採決してよろしいですか。

じゃあ伊藤委員。

伊藤委員

この採択は、今村委員に対する採択なので、この採決に今村委員も加えるべきではないと思います。

菊地委員長

これはだから審査会の運営の流れの中での今村議員の立場をどうするかという、そういうことの三択だったんですね。今、今村委員を。

坂本委員

決めていいと思うんですけど、今、伊藤委員の意見はもっともなことなんだけど、ここにいていいかないかかっていうのは、委員長判断で、委員としていいかどうかかっていうのはできるんじゃないかと思うんですよ。これ、事務局長、どうですか。委員の選定の考え方。結局そこで決を取ろうとすると、彼がいるのかいないのかかっていうのが問題になって、これ自体が始めからの手続き、賛成できるかどうかかってことで。だからそこは委員長としての判断が仰げるかどうか。

議会事務局 田山局長

それでは、今の坂本委員の、まずその委員長に権限というか判断を委ねるといのは、

過去にこういった事例があれば、当然過去はこういう流れでしたというようにしてました、先例という形で様々な議会で取り扱っていますので、それに倣ってできるかと思うんですが、本当にこの条例ができてから初めての案件であります。私もこの審査が始まるに当たって、いろんなどころのものを見ましたが、本当にいろんな考え方ができます。ですので、ちょっと何ですかね、堂々巡りの話になってしまう恐れはありますが、今お話を聞くと、伊藤議員の話とか坂本議員の話、和田議員の話とかっていうところを踏まえたと、まずこの採決に今村議員が入ることがどうかの決というんですか、決を取ってからまた決を取るっていうそんな感じになってしまうんだと思います。もしくは、今、坂本委員からあったように、この判断を委員長に委ねるかどうかということの決を取ることも可能かと思うんですけど、決を取ったにしましても、先ほども言ったとおり、先例が何もない中で委員長にここ、これかなり大きく、今、皆さんの中でも時間割いている部分なので、そこの一任を任せてしまっているのかというところで、後で皆さんの中でご理解はしっかりとそこはできるのか。よくある民主主義っていうところであれば、多数決の原理、過半数の原則というのがありますので、まずこれを一回やってしまったら結果が出てしまうのかもしれないけれども、この審議に加わるべきか、この審議に今村議員が入ることの、入ってから決を取るべきかどうかの決を取るっていうんですか

そうなんです、何だそれっていう話になります。

菊地委員長

小沼委員。

小沼委員

今村議員がこの25名の方の代弁をしているだけの話なんです。この問題は。この問題、今村議員を外して、これが成立するかつつたら、そういう話ではないと思うんです、これ。この25名の方が今村議員に対してお願いしますよって言われた話なんです。これは外すと外さないのっていう話ではないんです、これ。町民の意向なんです。これは、いるいないの話を論ずる方が、逆に私は町民に対して非常に侮辱している話だと思います。

坂本委員

一つ、折衷案じゃないけども、飯田さんも入っていただいて、そのところの議論って別の議論として一回やってどうなんだろうと思いますけども。

勝村委員

2番からはかまわめいよ。2番目は。いいですか、委員長。

菊地委員長

先ほどからその意見は出てるんで。

一番シンプルなのはね、伊藤議員から提案された、この審査会にいることが妥当なのかどうかというところが最初やればよかったんですけども、いろいろパツと出て、そっちの方にずっと、1か2かという話になっちゃって後回しになっちゃったっていう、そんな状況もあります。本来ならば、それが一番大事な部分だったと思うんですけども。

そういう中で三択の中、出されてね、そこでもある程度意見は集約されているんですよ。

1も2も駄目だよと、いいよという、そういう意見とかねありますので、その三つの案の中で今村委員の立ち位置というのは、出席をしていただかなくてもいいというような、そこに導かれるんじゃないかなというふうには思いますけども、これについては納得できませんかね。

はい、今村委員。

今村委員

三択だと、割れた場合に、いい悪いがあれなので、1番、2番の部分でいった方がいいのかなと思うんですよ。で、3で2で割れた場合には、あれなった場合には割れちゃいますよね。だから、1、2の二択でいっていただけた方がいいんじゃないかなと思うんですけど。

菊地委員長

そういう意見もあります。

先ほど出た意見をまとめると、三択というふうな形になるんですよ。

じゃあ、ご意見が出ましたので、ここで挙手でもってその在り方を決定していきたいと

思います。よろしいですね。

【はいの声あり】

菊地委員長

じゃあ、1と2、共に今村委員が出席してもいいという方は挙手をお願いいたします。
1の審議も2の審議も、いてもいいよということに対して。

今村委員

先に、二択だったら二択ちょっと読み上げてもらっていいですか。じゃないと多分わかんない。

菊地委員長

じゃあもう一度言いますね。
1の事項、2の事項、共に今村委員が出席してもいいというのが一つ。
二つ目は、1も2も今村委員は、いては駄目だという意見がありました。これが二つ目。
三つ目は、1は参加してもいいけども、二つ目の事項については駄目だという、こういう三つがあります。三つです。

和田委員

今のね、1、2、3でそれぞれ決取るということは、これ、この議員数3で割って一番多いのを取るということ。

菊地委員長

そういうことですね。

和田委員

そういうことにすんの。

菊地委員長

三択ということで当初から、皆さんの意見を集約すると三択になるんです。ですから、その中でやります。

1と2、共に今村委員が出席してもいいと、その中で審査を進めるということですが、これについて同意される方は挙手をお願いします。

4名です。

1も2も今村委員がいても駄目だ、出席は認められないという、こういうご意見の方は、6名ですね。

【違うぞの声あり】

【3番目だっぺよの声あり】

菊地委員長

じゃあ5名ですね。1はいいが、二つ目は出席は駄目だというのが…、あれ、違うでしょう。勝村委員は最初…。

勝村委員

何で、おかしいべ、そしたら。三択なんだよ。本当は1番と3番目なんだよ。

菊地委員長

いや、最初の…、はい、ただいまの採決で、1も2も今村委員は出席は認められないという声が多数でありました。そのとおりに決めたいと思います。ご異議ありませんよね。ご異議あっても決めます。

小沼委員

これはおかしいと思うんですよ。今村議員はこの25名の方の代弁者ですよ。この方が採決に加わってなくて、この25名の方は誰にじゃあ頼む話なんですか、これ。

菊地委員長

私に問われていますけども、今5名の方々が。

小沼委員

いや、三択だから、だからおかしいと思うんですよ。選び方が。

菊地委員長

5名の方々が、この方がいいということで賛同して。

小沼委員

再度、二択でやってください。

菊地委員長

いや、それはできません。

【話戻さない方が良いの声あり】

【一時不再議の原則の声あり】

小沼委員

代弁者が出ていない委員会なんておかしいべ。

菊地委員長

もう決定したというふうに私は思います。

審査の体制が決まりました。

続いて、審査の方法ですけども、この検討項目の4番で進めていきたいと思います。

1と2が、皆さん読まれていると思うんですけども、ご意見をお願いします。審査方法です。4番の審査方法。

勝村委員

番号順でよろしいんじゃないかと思いますが、1番は1番、2番は2番ということで。

菊地委員長

和田委員は同じですか。はい。

ほかにございませんか。伊藤委員。

伊藤委員

どちらを先にというんですけど、そうじゃなくて、もう10月11日までそんな時間ないですよ。私たちも定例会を背負ってますし、そんな時間ないので、なるべく一日にどちらもやってほしいです。そんなに何日もかけてられないと思いますので、それは時間が延びようが延びまいが関係ないですが、1と2のことについて証拠書類を揃えたり、参考人を呼んだりというのは、その日にできるような準備をしてもらいたいです。

菊地委員長

してほしいというか、すべきだというふうな意見ですよ。進めていくのはみんなで決めることですから、私が決めるものでもない。

そのほかに。和田委員。

和田委員

別にね、一日で1番、2番審議するの、それ別にどうってことないんですよ。どっちを先にやるか。例えば、3時間のうちに、時間のうち、例えば1を先にやる。2は今言ったような準備とかいろんなそんなものがあるから後だと。それでいいと思う。だから番号順に、一日でやろうが、二日かけようが三日かけようが構わないと思うんですよ。だから、まずは1番、これをどういうことになんのかっていうことを決めて、それから2番へ移っていけばいい、そう思います。

菊地委員長

それで、1番、あるいは2番ということを決めてですね、その際に必要な調査するための資料など必要なものがありましたらね、ここに書いてますけども、あわせて発言があればいいかと思いますが。調査方法について、全てここに書かれていることについてありましたら発言をお願いします。もうひとつは。海老沢委員。

海老沢委員

先ほども私も蛇足で言っちゃったんですけど、今後もこういうことが起き得るんで、今の議員の置かれている立場の資料があったら提出してほしいと。

勝村委員

まだこの審議内容が乗っかってないのに、そっちまでいく必要はないでしょう、だって。それは第二段階、第三段階の話だよ。だって違反してるの誰もいないもん、だって。以上です。

伊藤委員

先ほどの採決で、今村委員は審査会から外れるということになったんですけど、これ委員長、どこまで認めるんですか。出席だけは認めるんですか。採決には加わらないとか。発言はさせないとか。ここにいていいっていうことはどうなんですか。採決したはずですよ。

菊地委員長

出席駄目というような意見だったと思うんですよ。ですから、出席、この席にいることが認められないということだと私は思いますけど。

求められないと思いますよ。

伊藤委員

もう一度いいですか。今は審査会ですよ。

菊地委員長

そうです。

伊藤委員

で、今後の審査会の流れを作っていくっていう時間ですよ。

菊地委員長

はい、そうです。

伊藤委員

これも審査会ですよ。

菊地委員長

はい。

伊藤委員

だから、審査会のことについて今村委員が不適當であるという意見で採決を取ったはずなんです。なので、今の審査会に今村委員がいることはおかしいと思うので、退室を求めないんですかと、委員長に問うてます。

菊地委員長

休憩します。

【午後 2 時 0 2 分 休憩】

【午後 2 時 0 5 分 再開】

菊地委員長

では改めて、再開いたします。

今村委員については、先ほどの採決で、この審査委員会には出席を認められないという声が多数でありましたので、退席をお願いしたいというふうに思います。

今村委員

最後に一言ちょっと確認だけ、ちょっとさしていただいてもよろしいですか。

菊地委員長

はい。

今村委員

確認したいのはですね、私が動議を出しましたけども、この動議を出したことがまずいというようなことが巷で流れてます。動議出すことってまずいですか。この動議っていうのは、議場内で議案にないものを発言するために必要なルールなんですよ。その動議をして、その後、議決しました。それは議決された方、過半数、多数ですよ。議決されま

したけども、次の日にその動議を取り下げろと議長から言われました。私は取り下げるためには、議決してますので、議決されている方々の意見を求めましたけども、皆さん議決するべきでないと言われました。ですので、そのままにしましたけども、その後、動議出した人間が下ろせばいいんだと言われましたけども、それってできないことだと思うんですよね。でも、そのことを言われて、私も、いや、皆さんの意見聞かなくちゃならないべつて言ったらば、動議出した人間が下ろせば済むことだろうと。そしたらば、その各委員長さん方が、発議を出した意見、次の日に、ね、問題なくても、俺これ違ったから下ろしますよっつって下ろせるもんですか。そこだけ確認したい。私はそこはちょっと腑に落ちないところなんですよ。

菊地委員長

いいですか、ほかにいいですか。

今村委員

そのことだけ確認してください。今日じゃなくても結構ですけども、そのことは確認、動議を出すことがまずいいのか、それを下ろさなかったことがいけないのか、これはあくまでも発言を求めるルール上の問題ですよ。私は、別に飯田議長に喧嘩売ってるわけでも何でもないですよ。あくまでも町民から、商工会の会員さんから、こういうことがあるんですけども、議会でしっかり審議してくださいということで発言をさしていただいたんですよ。それが何故か、私が動議出したことが悪いということで巷に流れてるみたいなんです、そこだけは確認してください。以上です。

私、退室しますので、よろしくお願ひいたします。

菊地委員長

今、出た意見についてはね、別の機会にとということに、この審査会で審議するような内容ではないと思いますのでね。はい、わかりました。

【今村委員 退室】

菊地委員長

引き続き、次回に向けての審査方法についてご意見ありませんか。伊藤委員。

伊藤委員

先ほど1からやってって、多分これ未経験のことなので、もしかしたら、そんな時間かかんないかもしれないし、長くなるかもしれないんですけど、次の委員会の時には1も2もどちらも審査できるような態勢はとっていただきたいと思いますし、証拠書類を揃えることも必要だと思います。まずは参考人とか呼ばなくちゃいけないと思うんですけど、その準備は一日でできるように態勢をとっていただきたいと思います。

菊地委員長

ほかの方、どうでしょうか。坂本委員。

坂本委員

今日このプランの中に⑤までありますけど、今日この5番まで全部決める予定でいらっしやるんですか。というのは、先ほども一番最初に冒頭に言いましたけども、内容がなかなか詰められない、どの資料が必要か、そして、生き物ですから、次にどういうものが要望が出てくるかっていうのは、その都度わからないんで、ですから一定の期間での委員会開催を決めるという、この一点だけ決めて今日は解散した方がよろしいんじゃないかと思うんですが。その辺はずっと決めていこうとしても、多分ね決まらないと思うんですが、その辺の進行の仕方をひとつお願いしたいと思います。

菊地委員長

そういう意見が出ました。

それで、冒頭ね出しましたけども、提出期限、この審査会の報告が期限が決められているということがあって、しかも議会が今、入りました、今日からね。そういう時間などを考慮しながら、スムーズに結論に至りたいというふうに思います。

今後は、実質的な審査に入りますので、参考人という形が先ほどから提案されています。飯田議長、そして今村議員、この参考人という形、また、署名を出された方々の参考人というそういう出席要請も必要ではないかという話もありました。そういうことがあります

のでね、短い期間でこれをこなしていかなきゃいけないということもありますので、そのための何が必要なのかということは、今問われてもなかなか思いつくものがないかもしれません。そういう意味で、坂本委員が、そういう点も心配されて言われていたんだというふうに思いますが、ただ、飯田議長、そして今村議員のその参考人については、いつから始めるのかという、このことだけでも決められないでしょうか。海老沢委員。

海老沢委員

それは審議内容によって参考人として必要と思われた時でいいんじゃないですか、いつから呼ぶとか呼ばないとかじゃなくて。

勝村委員

まだ日程も決まってないし、審査にまだ入ってません。日程も、スケジュール、まだ決まってないし、その中で審議した上で参考人として呼ぶ過程が順当だと思いますけども、委員長、どうですか。

菊地委員長

だから、短い期間でね、実質的に審査始めなきゃいけないと思うんですよね。そのときに、3回目に参考人という形では必要ないですか。あればその時点で呼ぶと。その中で、今、勝村委員は、話の中で必要か必要でないかという、1回か2回遅れちゃうんですよね。それでいいですかということを探っているんです。

和田委員

これからね審議に入っていく中で、いろんな問題が出てくんだらうと思うんですが、取りあえず委員長の方で日程を決めて、私はね、本会議中に、午後から空くっていうのは何日かありますよね。その辺のところ、これ、委員会開いて、その都度問題が出たら、じゃあ参考人が必要なかどうかと、そういうことをやっておいた方がいいと思う。まず日程ちょっとね、本会議中に決めちゃ、何回か、2回でも3回でも日程決めちゃって、開かなかつたらそれでいいと。でも、日程はそこで決めておいて、そうやって審議進めてった方がスムーズだらうなとは思いますが。

菊地委員長

わかりました。

ちょっといいですか。今後ですね、参考人の呼ぶ場合にですね、この場所でいいのか、もっと別の場所が必要なのかということも考えなきゃいけない。ここでもよろしいですか。私はそのことを、例えば中央公民館でやるのか、あるいはここでやるのかということをご皆さんにお諮りしたいんですよ。ここでもよければいいんですよ、ここで。

はい、柴田委員。

柴田副委員長

開催会場は音響設備も整っているこの議場でいいと思います。で、以前、コロナ前にしておりました会議室でのモニターの方の設置をして、傍聴者が多い場合には対応された方がよろしいかと思います。

そしてもう一点なんですが、今回2回目の開催ですが、次回3回目の開催では、1番に對しての飯田議長の商工会副会長を受けた経緯などを参考人として事情聴取、参考人として伺った方がよろしいかと思います。以上です。

菊地委員長

はい、わかりました。伊藤委員。

伊藤委員

僕も想像するに、参考人って同じ議員の飯田議長と今村議員だと思うんですよ。なので、僕は冒頭に、お互いの意見も聞きたいし、1に關しても飯田議長が商工会の副会長を受けた経緯っていうのも説明する機会がほしいと言っていましたので、それはもう次の委員会の時に、冒頭にもう聞いてしまった方がいい。もしくは、この25名の署名をされた方が、この署名のことについても説明をするっていう、参考人として、そういうことも必要なんじゃないかなと思います。会期中に1回、その第3回目はできると思います。

菊地委員長

石山委員。

石山委員

3回目はですね、議場は、議場というか審査の場はこの場でよろしいかと思えます。

3回目の審査については、それぞれに飯田議長、そして今村議員、1番に対してですね、意見を伺いたいと思えますし、あとは場合によってはですね、その意見を聞いた上で商工会の副会長をなぜお受けになったのか、それは商工会の執行者というか事務局長とかですね、例えば商工会長とか、そういう方に意見をですねお伺いしてはどうなのかなというような思いがあります。ただ、それにしても飯田議長に最初にいろいろ問いただしてですね聞いてみた上で、その招致は考えたらいいのかなと思えます。

繰り返しになりますけども、今村議員にもその商工会のメンバーでしょうから、そういう話も聞いたらどうなのかなと思えます。以上です。

菊地委員長

それでですね、自分が手を挙げてしまいました。

参考人をということで、署名された方に来ていただくということですけども、これはですね、全員が対象なのか、あるいは何だろうな、人数を制限するとか、あるいは何か方法ありますか。どういう形でやったらいいのかって。和田委員。

和田委員

参考人、全員に来てもらうっていうのはまず不可能でしょう。日程もあるし、年齢もあるし。ただ、この参考人というのはですよ、この文書に従って、これじゃあ駄目だよねっていうんで署名されたと思うんですね。ただ、こんなこと言っちゃああれなんだけど、いくら事情があっても条例違反してもいいんですかっていうこともあるんですよ。今、意見を聞きたい、意見を聞きたいっていうんだけど。今、副議長が言ったように、議長が何で経緯を、受けたんだと。副会長の経緯を受けたということであれば、じゃああなた条例違反なるの知ってましたよねっていうことなのね。いくらそれ経緯があったところで、条例を破っていいのかということなんですよ。私、聞きたいのは。だから、いや、弁明は何ぼでもしてもらって結構。ただ、条例違反という事実ね、これに対する25名の方のおかしいべよと、そういう話なんでね、うん。だから、まあまあいいわ、そういうことなんですよ。

菊地委員長

要するに、全員に出席を要請するということで。

いやいや、全員にやらなければ、要請されなかったらなぜ要請されないのかっていうふうになる可能性もありますので、要請者一人一人が自分の思いでしっかりと署名を書いたわけでありますから、全員に案内を出すということでもよろしいでしょうか。

それともう一つは、傍聴者の方々、今日は10名以上いらっしゃいますけども、この傍聴者の人数についてはどのように考えたらいいかということですけど、どうでしょうか。今日はそのことを話し合わないで、第1回目で傍聴者を入れてますけども、もし傍聴が公開だという時は、どういうふうにしてその入場の人数ですね、どういうふうにしたらいいか伺います。和田委員。

和田委員

コロナになった時にね、このビニールのシートかけたのもそうなんですけども、確か規定があったはずですね、事務局長。席を一つずつ空けるとか、その基準でいいんじゃないかと思います。そこで、それをびっちり詰まっちゃったようであれば、例えば今、カメラ入ってないのかな、カメラ入れてあちらで傍聴していただくと。従来どおりの方法でよろうと思います。

菊地委員長

ほかありませんか。いいですか。

議会のやり方を踏まえて傍聴者の在り方、入場の在り方、これで進めていくということにしたいと思いますが、よろしいですか。

和田委員

皆さんね、多数の傍聴者が集まっていた時、秘密会議するって決めた時には、それはすんなりお帰りいただくという形なんです。それはね、やはり何かこう、せっかく来てくれたのに失礼になっちゃうというような場合もありますので、そのような配慮をひとつよろしくをお願いします。

菊地委員長

今日は、検討事項ということで皆さんに検討していただきました。ほぼその検討事項の一つ一つ決めていただくことができましたけども、最後にその他として何かご意見があれば伺います。

坂本委員

この審査会についてというよりも、審査会の在り方と、いわゆる今回のこの問題になっている条例の在り方なんですけども、何となく個人攻撃的なところが結構、ちょっと聞いてると、何かちょっと気になるところがありまして、本来その議会の中で、例えば条例違反なのか条例違反じゃないのかということ、そのほかにですね、例えば副の場合はどうなのかとあって実は明記されてはいないんですね。だろうというところで。そういうところの議論っていうのはされないで、全部こうなっていると。そういった全体的な議会の中で条例を作る我々が、条例の読み方っていうものを一つしか読み込めないように作ってなかったっていう、これは我々の方の瑕疵があるわけですよ。ここも含めて考えますと、そういったところも今回は改正に向けて話もしなければならぬだろうというところも並行してちょっと感じてはいるんですね。我々議会の中で倫理っていうのは、倫理ですから、我々がここでどんなに議論をしても、地方自治法の中で言ったら全部無罪になるわけですよ。無罪になることを我々一所懸命論じてはいても、最終的には条例になってますから、条例として町の中では機能しますけども、そういった立ち位置も含めて、やはりもう一回きちっとね、議会の中でも議論をすべきだろうなというふうに感じますので、委員長もそのところ、今回のこの案件が終わりましたら、是非お考えいただきたいなというふうに思いまして意見を述べさせていただきました。

菊地委員長

はい、勝村委員。

勝村委員

傍聴者が来てっから、いい機会なんで、議員の在り方がきっと問われると思うんで、これね。誰のために議員になったか。これ25人、これ署名してんのね。町民なんだよね。そこのとこきちんとこれ12名、考えていかないと、またこういう問題が出ます。今日、町

民の方いっぱい来てっから、ちょうどいい塩梅。議員は何をする。町民のために働くのが議員でしょう。今、国会議員とんでもないことやってますけども、そうではないんだ。そのために議員になったんでしょ、みんな票もらって。そこら辺のともよく考えてね、欲得を考えないでやるのが議員でしょう。違います。はい、一言、すいません、よろしくお願ひしたいと思ひます。

菊地委員長

はい、櫻井委員

櫻井委員

今、坂本委員が言ったんで、ちょっと私も一言伝えさしてください。

条例のそのいわゆる原則、何々と。今まだ中身入ってないんですけども、例えば原則何々ということは、いろんな本当に読み取り方があって、例外規定が書いてないんですね。例えばこういった場合は駄目だ、あとは時効の文言も書いてない。いわゆるその制定時に遡って罰することもできるっていう解釈も、取りようによればできてしまう。私はあえてそういった条例が、もう不備なんだと、これを25人の方が提出してくれて教えてくれたんだとって、今回不問にすると。もう誰も罪に問わない。それで終わりにしませんかって、本当に思ってます、心から。今後、例えば参考人の方を呼ぶとか、もうそういうことをやりたくないじゃないですか。ただ、これってあれですか

やんなきゃいけないんですか。はい。

菊地委員長

はい、和田委員

和田委員

これ例えば、法律の不備があったから不問に伏すっていうのはないでしょう。それに違反した場合に。それで後で改正案っていうのは出ますけども、もう面倒くさいから不問にしちやおうっていうのは、これ、先人に対して失礼な話でね、この条例を作った。ここにも、この条例に関わった人みんないますけども、やはりその時に政治倫理条例っていうのが必要だったと。必要だったから作った。ここにきて不備がある。不備があるのであれば、

これを一回けじめをつけてから、みんなで議論して不備を直していくというのが筋なんですな、きっと。だから、まあえいやで不問にしちゃうと。まあ、やり方として私は好きですけどね、そういうのは、やり方は好きだけど、なかなかそうはいかないだろうと。まずここで一遍結論を出して、それ以後、またみんなでこれを改正していきましょいうちゅうことであれば、議論して改正していくと。まあ手順踏まなくちゃいけないね。そういうことですね。

菊地委員長

はい、石山委員

石山委員

倫理条例の不備はあるとは思いますが、これはこれで一回やらなくちゃいけないことだと思います。これは審査委員のですね一番の問題は、審査委員が、この議員が全員になっているというところのこの難しさ、非常にこれ、今回この審査会を開いてみて非常にこれ感じます。議員が議員を何つうんですか、裁くような、こういうその条例というのは、やっぱりちょっとあっちゃいけないことだと思いますので、やっぱり審査委員というのは第三者がなってですね、いろいろ意見が出て、それで結論づけるのが一番いいんじゃないかなと正直思います。だから、結構もうこの審査会開いてて、委員長もそうだと思いますけど、心苦しいんだと思います。まあ頑張って皆さんで、今回は乗り切るほかないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

菊地委員長

次回のね審議の提案なども含めて、今後の在り方についてね様々な視点から提案いただきました。提案されたと思います。

今後の、私の今回の審査委員会は、今度の二つの項目が審査するという、そういうことですので、これから議会の方でね改めて、今出た意見などを議論するということになると思います。

城里町などでは、既に第三者機関でね審査会、倫理審査を進めていると、議会がタッチしないというような、そういうやり方もありますのでね、大いに参考にしながら進めていけたらというふうに思います。

事務局長から説明があります。

議会事務局 田山局長

すいません、前回、和田議員の方からも文書の在り方ということで、そのお名前の記載のことであるとか、そこはしっかりと総務課部門とも話をしたんですけども、まずこの書類の方、今回バインダーに収めさせていただきました。なので、審議する際にはこの書類をそのまま、必要な事項などはそこに盛り込んでまたお配りいたします。なので、個人的に記録をしたりとか発言をされるように、メモを取ったものについては、個人管理の方でしていただきますが、こちら側で提供した資料というのは、そのまま机の上に置いていただいて、審議するたびにここでご覧になっていただくという形で管理の方をしっかりとやっていきたいと思っておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

菊地委員長

それでは、以上をもちまして、政治倫理審査会を終了いたします。

各位大変ご苦勞様でした。

傍聴の皆さんもありがとうございました。

【午後 2 時 3 0 分 閉会】